

○防衛省令第十号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十七条第七項及び第一百一十一条の二並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項、第七十六条の二、第七十九条ただし書、第三百三十二条の九十第二項及び第三百三十二条の九十一の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日

防衛大臣 小泉進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(装備移転航空機の事故に関する報告)

第八十七条の三 令第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第七十六条第一項の規定により、装備移転航空機(法第七十七条第一項に規定する装備移転航空機をいう。以下同じ。)である航空機(航空法第二条第一項に規定する航空機をいう。以下この条から第八十七条の五までにおいて同じ。)の機長又は使用者は、次に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

- 一 機長の氏名又は当該航空機の使用者の名称
- 二 事故の発生した日時及び場所
- 三 当該航空機の装備移転航空機管理番号(第八十七条の十二に定める装備移転航空機管理番号をいう。次条から第八十七条の七までにおいて同じ。)、型式及び無線局の呼出符号
- 四 当該航空機の事故の概要
- 五 人の死傷又は物件の損壊の概要
- 六 死亡者又は行方不明者のある場合には、その者の氏名その他参考となる事項

(装備移転航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告)

第八十七条の四 令第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十六条の二の規定により、装備移転航空機である航空機の機長は、次に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

- 一 機長の氏名及び住所
- 二 当該航空機の装備移転航空機管理番号及び型式
- 三 報告に係る事態が発生した日時及び場所

改正前

「条を加える。」

「条を加える。」

四 報告に係る事態の概要その他参考となる事項

(離着陸の許可)

第八十七条の五 令第四百四十九条第二項の規定により読み替えて適用する航空法第七十九条ただし書の許可を受けようとするときは、装備移転航空機である航空機を製造する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

- 一 当該航空機を製造する者の名称及び所在地
- 二 当該航空機の装備移転航空機管理番号及び型式
- 三 離陸し、又は着陸する日時及び場所（当該場所の略図を添付すること。）
- 四 離陸し、又は着陸する理由
- 五 事故を防止するための措置
- 六 飛行計画の概要（飛行の目的、日時及び経路を明記すること。）
- 七 操縦者の氏名及び資格
- 八 その他参考となる事項

(装備移転無人航空機の事故に関する報告)

第八十七条の六 令第四百四十九条第二項の規定により読み替えられた航空法第三百三十二条の九十第二項に規定する防衛省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 装備移転航空機である無人航空機（航空法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下この条から第八十七条の八までにおいて「装備移転無人航空機」という。）を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体の名称
- 二 装備移転無人航空機を飛行させた者の所属する会社その他の団体の所在地
- 三 装備移転無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号（航空法第三百三十二条の四十一に規定する無人航空機操縦者技能証明書の交付を受けている場合に限る。次条第三号において同

「条を加える。」

「条を加える。」

じ。)

- 四 装備移転無人航空機の装備移転航空機管理番号、型式、製造者及び製造番号
- 五 装備移転無人航空機の使用者の名称
- 六 出発地及び到着予定地
- 七 飛行の目的及び概要
- 八 事故の概要
- 九 人の死傷又は物件の損壊の概要
- 十 装備移転無人航空機の損壊の概要（装備移転無人航空機が損壊した場合に限る。次条第十一号において同じ。）
- 十一 その他参考となる事項

（装備移転無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第八十七条の七 令第四百四十九条第二項の規定により読み替えられた航空法第三百三十二条の九十一の規定により、装備移転無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる事項を速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

- 一 装備移転無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体の名称
- 二 装備移転無人航空機を飛行させた者の所属する会社その他の団体の所在地
- 三 装備移転無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号
- 四 報告に係る事態が発生した日時及び場所
- 五 装備移転無人航空機の装備移転航空機管理番号、型式、製造者及び製造番号
- 六 装備移転無人航空機の使用者の名称
- 七 出発地及び到着予定地
- 八 飛行の目的及び概要

「条を加える。」

九 報告に係る事態の概要

十 人の負傷の概要（当該事態が航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の八十六第一号に掲げる事態である場合に限る。）

十一 装備移転無人航空機の損壊の概要

十二 その他参考となる事項

（設計の確認）

第八十七条の八 法第七十七条第七項の規定により、装備移転航空機を製造する者は、新たに設計した装備移転航空機について、その設計が同条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性に関する基準（以下この条から第八十七条の十までにおいて「安全性基準」という。）に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機設計確認申請書（別記様式第十三）により防衛大臣に申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者は、防衛大臣が確認をするため必要とする時期までに、次に掲げる書類を、防衛大臣に提出しなければならない。

一 設計計画書

二 設計書

三 図面目録

四 設計図面

五 部品表

六 製造計画書

七 飛行規程（装備移転航空機の概要、性能、限界事項、非常の場合にとらなければならない各種装置の操作その他の措置、通常の場合における各種装置（装備移転無人航空機については各種機能）の操作方法その他装備移転航空機が安全な飛行を行うために必要な事項を記載した書類をいう。）

八 整備手順書（装備移転航空機の構造、構成品（装備移転航空機を構成する装置、機器又は部品をいう。）及び系統に関する説明、定

「条を加える。」

期の点検の方法、装備移転航空機に発生した不具合の是正の方法その他の装備移転航空機の整備に関する事項その他装備移転航空機が安全性基準に継続的に適合するために必要な事項を記載した書類をいう。）

九 装備移転航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事項を記載した書類

十 その他参考となる事項を記載した書類

3 防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機の設計が安全性基準に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機設計確認書（別記様式第十四）を交付するものとする。

4 防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機の設計が安全性基準に適合することの確認をするため必要があると認める場合は、当該申請をした者に対し、第二項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

第八十七条の九 前条第三項の規定により装備移転航空機設計確認書の交付を受けた者が、当該装備移転航空機設計確認書の交付を受けた装備移転航空機の設計を変更しようとするときは、法第一百七十七条の規定により、変更しようとする設計が安全性基準に適合することについて、防衛大臣の確認を受けなければならない。この場合において、当該交付を受けた者は、装備移転航空機設計変更申請書（別記様式第十五）に、当該装備移転航空機設計確認書の写しを添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者は、防衛大臣が確認をするため必要とする時期までに、前条第二項各号に掲げる書類を、防衛大臣に提出しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による申請については「者に対し、新たに」と読み替えるものとする。

「条を加える。」

(製造の確認)

第八十七条の十 法第七十七条第七項の規定により、装備移転航空機を製造する者は、製造しようとする装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認を受けようとするときは、装備移転航空機製造確認申請書（別記様式第十六）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。ただし、前二条の規定による装備移転航空機の設計の確認を受けるために試作品として製造されるもの（次条において「試作航空機」という。）は、安全性基準に適合することの確認を要しない。

- 一 装備移転航空機設計確認書の写し
- 二 装備移転航空機の製造に関する仕様書
- 三 その他参考となる事項を記載した書類

2 防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機製造確認書（別記様式第十七）を交付するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機が安全性基準に適合することの確認をするため必要があると認める場合は、当該申請をした者に対し、同項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(飛行前の確認)

第八十七条の十一 法第七十七条第七項の規定により、装備移転航空機（試作航空機を含む。以下この条及び次条において同じ。）を製造する者は、装備移転航空機による試験飛行、装備移転（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）第二条第四項の装備移転をいう。次条第三項において同じ。）のための飛行その他の飛行について、法第七十七条第五項の規定により防衛大臣が定める装備移転航空機の安全性及び運航に関する基準並びにこれに乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準（以下この条において「安全性基準等」という。）に適合することの

「条を加える。」

「条を加える。」

確認を受けようとするときは、装備移転航空機飛行許可申請書（別記様式第十八）に、次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならぬ。

一 装備移転航空機設計確認書の写し（試作航空機の試験飛行を行う場合を除く。）

二 装備移転航空機製造確認書の写し（試験飛行を行う場合を除く。）

三 装備移転航空機の運航に従事する者の技能に関する書類の写し

四 その他参考となる事項を記載した書類

2 防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転航空機による飛行について安全性基準等に適合することの確認をしたときは、当該申請をした者に対し、装備移転航空機飛行許可書（別記様式第十九）を交付するものとする。

3 防衛大臣は、第一項の申請に係る装備移転航空機による飛行について、安全性基準等に適合することの確認をするために必要があると認める場合は、同項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

（装備移転航空機管理番号の付与）

第八十七条の十二 防衛大臣は、第八十七条の八第二項第六号に掲げる製造計画書（第八十七条の九第二項において引用する場合を含む。）

の提出又は第八十七条の十第一項に規定する装備移転航空機製造確認申請書による申請を受けたときは、当該製造計画書又は当該装備移転航空機製造確認申請書に係る装備移転航空機に対し装備移転航空機管理番号（装備移転航空機の機体を管理するために防衛大臣が装備移転航空機ごとに定める番号をいう。以下この条において単に「管理番号」という。）を付与するものとする。

2 防衛大臣は、装備移転航空機に対し管理番号を付与したときは、当該管理番号を当該装備移転航空機を製造する者に通知するものとする。

「条を加える。」

3 装備移転航空機を製造する者は、管理番号を付与された装備移転航空機が次に掲げる場合に該当したときは、防衛大臣に報告するものとする。

- 一 滅失し、又は解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をされたとき。
- 二 装備移転を受ける外国政府に譲渡されたとき。
- 三 装備移転を行わなくなつたとき。

（検査の種類）

第八十八条の二の二 法第百十一条の二第一項の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本設計検査 装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条、次条及び第八十八条の二の八において同じ。）の基本設計が装備移転船舶に係る法第百十一条に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査
- 二・三 「略」

（検査対象装備移転船舶の指定）

第八十八条の二の三 「略」

2 前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第二十）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

3 「略」

4 防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求めた図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第二十一）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

（検査の種類）

第八十八条の二の二 法第百十一条の三の規定による防衛大臣の検査は、次の各号に掲げる検査とし、その検査の内容は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本設計検査 装備移転船舶（法第百九条第一項に規定する装備移転船舶をいう。以下この条及び次条において同じ。）の基本設計が法第百十一条の二に規定する技術上の基準（以下この条において「技術上の基準」という。）に適合しているかどうかの検査
- 二・三 「同上」

（検査対象装備移転船舶の指定）

第八十八条の二の三 「同上」

2 前項の指定を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定申請書（別記様式第十三）に、基本設計検査において提出することを予定する図書の目録を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

3 「同上」

4 防衛大臣は、前二項の申請に基づいて指定したときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査において提出を求めた図書の目録（次条第一項において「基本設計図書目録」という。）を添えて、検査対象装備移転船舶指定通知書（別記様式第十四）によりその旨及び指定した検査対象装備移転船舶の指定記号を通知するものとする。

5 「略」

6 前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第二十二）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなったことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

7 防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第二十三）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四 基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第二十四）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 「略」

3 防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第二十五）を交付するものとする。

4 「略」

第八十八条の二の五 「略」

2 前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第二十六）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

3～5 「略」

（船舶検査）

第八十八条の二の六 船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十七）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければ

5 「同上」

6 前項の指定の解除を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶指定解除申請書（別記様式第十五）に、当該検査対象装備移転船舶の装備移転を行わなくなったことを証する書類を添えて、防衛大臣に申請をするものとする。

7 防衛大臣は、前項の申請に基づいて指定を解除したときは、当該指定の解除の申請をした者に対し、検査対象装備移転船舶指定解除通知書（別記様式第十六）によりその旨を通知するものとする。

（基本設計検査）

第八十八条の二の四 基本設計検査を受けようとする者は、基本設計検査申請書（別記様式第十七）に、基本設計図書目録に記載された図書を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

2 「同上」

3 防衛大臣は、前二項の申請に係る検査対象装備移転船舶の基本設計が基本設計検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、基本設計検査合格証（別記様式第十八）を交付するものとする。

4 「同上」

第八十八条の二の五 「同上」

2 前項の承認を受けようとする者は、基本設計変更申請書（別記様式第十九）に当該変更に係る事項を記載した書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

3～5 「同上」

（船舶検査）

第八十八条の二の六 船舶検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、船舶検査申請書（別記様式第二十）に検査対象装備移転船舶の製造に関する仕様書を添えて、防衛大臣に申請をしなければ

ばならない。

- 2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格证（別記様式第二十八）を交付するものとする。

3・4 「略」

（臨時航行検査）

- 第八十八条の二の七 臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十九）により防衛大臣に申請をしなければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第三十）を交付するものとする。

（配員確認）

第八十八条の二の八 法第一百一十一条の二第二項の規定による防衛大臣の確認（第三項において「配員確認」という。）を受けようとする者は、配員確認申請書（別記様式第三十一）に次に掲げる書類を添えて、防衛大臣に申請をしなければならない。

- 一 装備移転船舶の航行の業務に従事する者として配員する者の名簿（次号及び第四項において「配員名簿」という。）（別記様式第三十二）

- 二 配員名簿に記載された者が装備移転船舶に係る法第一百一十一条に規定する配員の基準に定める事項を満たす者であることを証する書類

- 2 防衛大臣は、前項の申請に係る装備移転船舶について、当該申請をした者が装備移転船舶に係る法第一百一十一条に規定する配員の基準に従って配員して航行するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、配員確認証（別記様式第三十三）を交付するものとする。

- 3 防衛大臣は、配員確認のため必要があると認める場合は、第一項各号に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

ならない。

- 2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、船舶検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、船舶検査合格证（別記様式第二十一）を交付するものとする。

3・4 「同上」

（臨時航行検査）

- 第八十八条の二の七 臨時航行検査を受けようとする者は、検査対象装備移転船舶ごとに、臨時航行検査申請書（別記様式第二十二）により防衛大臣に申請をしなければならない。

- 2 防衛大臣は、前項の申請に係る検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査に合格するものと認めるときは、当該申請をした者に対し、臨時航行許可証（別記様式第二十三）を交付するものとする。

「条を加える。」

---

4 前三項の規定は、配員確認証の交付を受けた者が、当該配員確認証に係る配員名簿を変更しようとする場合に準用する。

---

←

---

←

---

「様式を加える。」

別記様式第13 (第87条の8関係)

整備移転航空機設計確認申請書

年 月 日

向事大臣 殿

在 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の整備移転航空機の設計が自衛隊法(昭和29年法律第165号)第107条第5項の規定による整備移転航空機の安全性に關する基準に適合することについて確認を受けたいので、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第87条の8第1項の規定に基づき申請します。

記

1.種類
2.型式
3.用途
4.設計組織
5.添付資料
6.備考

〈備考〉  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別添様式第14 (第87条の8関係)

整備移転航空機設計確認書

1. 設計確認書番号
2. 交付先
3. 種類
4. 型式
5. 用途
6. 備考

上記の整備移転航空機の設計は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第5項の規定による整備移転航空機の安全性に関する基準に適合することを確認した。

年 月 日

長岡大兵

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第15 (第87条の9関係)

整備移転航空機設計変更申請書

年 月 日

四南大臣 殿

住 所：  
名 称：  
代表者の氏名

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第107条第7項の規定による承認を受けた整備移転航空機の設計を下記のとおり変更した設計が、同条第6項の規定による整備移転航空機の安全性に関する基準に適合することについて承認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第87条の9第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 設計承認番号
2. 機頭
3. 型式
4. 機体番号
5. 設計変更の概要
6. 設計組織
7. 添付資料
8. 備考

（備考）  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第1号（第87条の1（関係））

年 月 日

整備稼航航空機製造承認申請書

向事大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の整備稼航航空機が自衛隊法（昭和29年法律第105号）第107条第5項の規定による整備稼航航空機の安全性に関する基準に適合することについて確保を受けたもので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第87条の10第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 設計確認書番号
2. 種類
3. 型式
4. 製造番号
5. 用途
6. 運用限界
7. 製造組織
8. 添付資料
9. 備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第17 (第87条の10関係)

業務移転航空機製造承認書

1. 製造承認書番号
2. 交付先
3. 種類
4. 型式
5. 業務移転航空機管理番号
6. 製造番号
7. 用途
8. 備考

上記の業務移転航空機は、自衛隊法(昭和29年法律165号)第107条第5項の規定による業務移転航空機の安全性に関する基準に適合することを確認した。

年 月 日

防衛大臣

(備考)  
用紙の大きさは、日本航空規格A列4番とする。

「様式を加える。」

別記様式第18 (第87条の11関係)

空機移転航空機飛行許可申請書

年 月 日

申請人 氏 名

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の空機移転航空機の飛行が自衛隊法(昭和29年法律第165号)第107条第5項の規定による空機移転航空機の安全性に関する基準及び運航に関する基準並びに空機移転航空機に乗り組んで運航に従事する者の技能に関する基準に適合することにより、当該空機を受けたいので、自衛隊法施行規則(昭和29年総務庁令第40号)第87条の11第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 製造確認番号
2. 種類
3. 型式
4. 空機移転航空機管理番号
5. 製造番号
6. 製造組織
7. 飛行の目的
8. 飛行の日時
9. 飛行の経路又は場所
10. 飛行の高度(無人航空機)
11. 操縦者の氏名・資格
12. 同乗者の氏名・同乗の目的(該当する場合)
13. 航空機の形態
14. 添付資料
15. 備考

(備考)

用紙の大きさは、日本標準規格A列4番とする。



## 別記様式第20 (第88条の2の3関係)

年 月 日

## 検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣 殿

住	所
名	称
代表者の氏名	

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則(昭和29年總理府令第10号)第88条の2の3第2項(及び第3項)の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数(自衛隊法施行規則第88条の2の3第3項による申請の場合に限る。)		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

## 別記様式第13 (第88条の2の3関係)

年 月 日

## 検査対象装備移転船舶指定申請書

防衛大臣 殿

住	所
名	称
代表者の氏名	

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第2項(及び第3項)の規定により申請します。

記

建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
指定を受けようとする船舶の隻数(自衛隊法施行規則第88条の2の3第3項による申請の場合に限る。)		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 「自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号」については、複数の同種の船舶を建造している場合は、最も新しい船舶に係る内容を記載する。

別記様式第2.1 (第88条の2の3関係)

番 号  
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、且  
自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第88条の2の3第4項の規定により通知します。

記

指定記号*	名称	
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

別記様式第1.4 (第88条の2の3関係)

番 号  
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった船舶に関し、下記のとおり検査対象装備移転船舶に指定したので、且  
自衛隊法施行規則第88条の2の3第4項の規定により通知します。

記

指定記号*	名称	
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数の船舶について一括して指定した場合は、当該複数の船舶それぞれの指定記号を全て列記する。

別記様式第 2.2 (第 8 8 条の 2 の 3 関係)

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣 殿

住所  
名称  
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第88条の2の3第6項の規定により申請します。

記

指定記号	名称	
	住所	
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転元国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けと同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 1.5 (第 8 8 条の 2 の 3 関係)

年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除申請書

防衛大臣 殿

住所  
名称  
代表者の氏名

下記の船舶について、検査対象装備移転船舶の指定の解除を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の3第6項の規定により申請します。

記

指定記号	名称	
	住所	
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転元国の名称		
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所	名称	
	住所	
自衛隊向けと同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2.3 (第88条の2の3関係)

番 号  
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、且  
 船隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第88条の2の3第7項の規定により通知します。

記

指定記号	建造する造船事業者の名称及び住所		
	名称	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	住所	
	住所		
装備移転元国の名称			
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所			
名称		住所	
住所			
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号			
認証年月日		認証番号	
住所			

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1.6 (第88条の2の3関係)

番 号  
年 月 日

検査対象装備移転船舶指定解除通知書

(申請者) 殿

防衛大臣

年 月 日付けで申請のあった検査対象装備移転船舶に関し、下記のとおり指定を解除したので、且  
 船隊法施行規則第88条の2の3第7項の規定により通知します。

記

指定記号	建造する造船事業者の名称及び住所		
	名称	住所	
建造する事業所の名称及び住所	名称	住所	
	住所		
装備移転元国の名称			
外国の企業等を通じた移転を行う場合は当該企業等の名称及び住所			
名称		住所	
住所			
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号			
認証年月日		認証番号	
住所			

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 別記様式第24（第88条の2の4関係）

年 月 日

## 基本設計検査申請書

防衛大臣 殿

住	所
名	称
代表者の氏名	

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和29年整理庁令第10号）第88条の2の4第1項（及び第2項）の規定により申請します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

## 別記様式第17（第88条の2の4関係）

年 月 日

## 基本設計検査申請書

防衛大臣 殿

住	所
名	称
代表者の氏名	

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の4第1項（及び第2項）の規定により申請します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	
自衛隊向けの同種の船舶の基本設計との相違点の有無		

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれの指定記号を全て列記すること。

別記様式第 2.5 (第 8 8 条の 2 の 4 関係)

基本設計検査合格証
指定記号：
上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、 <u>且衛隊法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 4 0 号）第 8 8 条の 2 の 2 第 1 号の基本設計検査に合格したことを証する。</u>
年 月 日
防衛大臣

別記様式第 1.8 (第 8 8 条の 2 の 4 関係)

基本設計検査合格証
指定記号：
上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、 <u>且衛隊法施行規則第 8 8 条の 2 の 2 第 1 号の基本設計検査に合格したことを証する。</u>
年 月 日
防衛大臣

別記様式第2.6 (第88条の2の5関係)

年 月 日

基本設計変更申請書

防衛大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第10号)第88条の2の5第2項(及び第3項)の規定により申請します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 2 ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれ別の指定記号を全て列記すること。

別記様式第1.9 (第88条の2の5関係)

年 月 日

基本設計変更申請書

防衛大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、基本設計を変更したいので、自衛隊法施行規則第88条の2の5第2項(及び第3項)の規定により申請します。

記

指定記号*		
建造する造船事業者の名称及び住所	名称	
	住所	
装備移転先国の名称		
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日	
	認証番号	

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
  - 2 ※複数の検査対象装備移転船舶について一括して申請する場合は、当該複数の検査対象装備移転船舶それぞれ別の指定記号を全て列記すること。

別記様式第2.7（第88条の2の6関係）

年 月 日

船舶検査申請書

防衛大臣 殿

住	所
名	称
代表者の氏名	

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第88条の2の6第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
外国政府等への納期	
船舶検査実施希望日	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日
	認証番号
船舶検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
工場コード	

（備考）  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2.0（第88条の2の6関係）

年 月 日

船舶検査申請書

防衛大臣 殿

住	所
名	称
代表者の氏名	

下記の検査対象装備移転船舶について、船舶検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の6第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
外国政府等への納期	
船舶検査実施希望日	
自衛隊向けの同種の船舶の建造契約書に記載されている認証年月日及び認証番号	認証年月日
	認証番号
船舶検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
工場コード	

（備考）  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 2.8 (第 8 条の 2 の 6 関係)

船舶検査合格証
指定記号：
上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、 <u>自衛隊法施行規則(昭和 29 年総理府令第 10 号)第 8 条の 2 の 2 第 2 号の船舶検査に合格したことを証する。</u>
年 月 日
防衛大臣

別記様式第 2.1 (第 8 条の 2 の 6 関係)

船舶検査合格証
指定記号：
上記指定記号の検査対象装備移転船舶について、 <u>自衛隊法施行規則第 8 条の 2 の 2 第 2 号の船舶検査に合格したことを証する。</u>
年 月 日
防衛大臣

別記様式第2.0 (第88条の2の7関係)

年 月 日

臨時航行検査申請書

防衛大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則(昭和29年整理令第40号)第88条の2の7第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
臨時航行検査実施希望日	
臨時航行検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路 及び理由	臨時航行実施者
	期間
	航路
	理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2.2 (第88条の2の7関係)

年 月 日

臨時航行検査申請書

防衛大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の検査対象装備移転船舶について、臨時航行検査を受けたいので、自衛隊法施行規則第88条の2の7第1項の規定により申請します。

記

指定記号	
臨時航行検査実施希望日	
臨時航行検査実施場所	会社工場名
	住所
	責任者所属
	責任者氏名
	電話番号
工場コード	
臨時航行実施者、期間、航路 及び理由	臨時航行実施者
	期間
	航路
	理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第30 (第88条の2の7関係)

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	
<p>自衛隊法施行規則(昭和29年陸軍部令第40号)第88条の2の7第2項の規定により交付する。</p> <p>年 月 日</p> <p>防衛大臣</p>	

別記様式第23 (第88条の2の7関係)

臨時航行許可証

指定記号	
臨時航行実施者	
期間	
航路	
航行上の条件	
<p>自衛隊法施行規則第88条の2の7第2項の規定により交付する。</p> <p>年 月 日</p> <p>防衛大臣</p>	

「様式を加える。」

**別添様式第3.1** (第8.8条の2の8関係)

番 号  
年 月 日

配員確認申請書

防衛大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

下記の船舶について、配員確認を受けたいので、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第8.8条の2の8第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により申請します。

記

指定記号		
新規の申請又は変更の申請の別		
航行の種類		
航行実施者、期間、航行区域 及び理由	航行実施者	
	期間	
	航行区域	
理由		

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

「様式を加える。」

型記様式第3.2 (第8.8条の2の8関係)

番 号  
年 月 日

船員名簿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

1. 船舶の概要

項目	内容	
船舶の区分*1		
船舶の名称		
船舶の製造者		
船体	全長	
	基準排水量	
	総トン数	
無線設備*2		
番号	名称	免許の番号又は承認番号*3

2. 資格の要件を満たす者の配置

(1) 船舶の運航又は船舶の操縦

番号	氏名	資格	船長 <sup>※4</sup>	証する書類 <sup>※6</sup>

(2) 船舶の機関の運転

番号	氏名	資格	20歳以上の者 <sup>※5</sup>	証する書類 <sup>※6</sup>

(3) 無線設備の操作に従事する者

番号	氏名	資格	証する書類 <sup>※6</sup>

(備考)

1 月船の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 (※1)「船舶の区分」については、次に掲げるものうち該当するものを選択すること。

(1) 水陸両用車

(2) 基準排水量3.3トン未満又は総トン数2.0トン未満の船舶であって、沿海区域のうち次に掲げる区域のみを航行するもの（以下「沿岸小型船舶」という。）

ア 平水区域

イ 本州、北海道、四国及び九州並びにこれらに附属する島でその海岸が沿海区域に接するものの各海岸から五海里以内の水域

(3) 基準排水量3.3トン未満又は総トン数2.0トン未満の船舶（沿岸小型船舶を除く。）

(4) 基準排水量3.3トン以上1.0トン未満の船舶

(5) 基準排水量1.0トン以上2.5トン未満の船舶及び基準排水量2.5トン以上1,000トン未満の船舶であって平水区域のみを航行するもの

(6) 基準排水量2.5トン以上1,000トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）

(7) 基準排水量1,000トン以上かつ総トン数5,000トン未満の船舶

(8) 基準排水量1,000トン以上かつ総トン数5,000トン以上の船舶

3 (※2)「無線設備」の欄には、船舶が有する無線設備の種類を全て記載し、記載する無線設備の種類の数に応じて行を自加すること。

4 (※3)「免許の番号又は承認番号」の欄には、「無線設備」の欄に記載した無線設備について、電波法（昭和25年法律第131号）第14条第1項第1号に規定する免許の番号又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第112条第4項の規定により防衛大臣が定める無線局の開設に関し必要な基準に適合しているものとして防衛大臣の承認を受けた際に付与される番号を記載すること。

- 
- 5 2.の表には、配員する可能性がある者を全て記載し、記載する者の数に応じて行を追加すること。それぞれの執行においては、自衛隊法第111条の規定に基づき防衛大臣が定める配員の基準に従い、同表に記載した者の中から同基準に合致するように配員すること。
  - 6 (※4)「船長」の欄には、「氏名」の欄に記載する者が船長として配員される可能性がある場合に「○」を付すこと。
  - 7 (※5)「20歳以上の者」の欄には、「氏名」の欄に記載する者が20歳以上の者である場合に「○」を付すこと。
  - 8 (※6)「証する書類」の欄には、該当する書類の名称、頁番号等の該当箇所を特定することができる事項を記載すること。
-

「様式を加える。」

型番第3.2 (第8.8条の2の8関係)

配員確認証

指定記号	
執行実施者	
期間	
執行区域	

自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第8.8条の2の8第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により交付する。

年 月 日

防衛大臣

(備考)  
用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。